

高松市テレワーク移住補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住及び定住を促進することにより本市の活性化を図るため、香川県外（以下「県外」という。）から本市へのテレワークを活用した移住に要する経費について、予算の範囲内で高松市テレワーク移住補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、テレワークとは、被用者（雇用契約に基づいて就労する者に限る。）、法人代表者等又は個人事業主等が、情報通信技術を利用することによって、就業地以外の場所において、就労、法人の経営又は事業等を行うことをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、テレワークに関する要件を満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 本市へ転入する直前に、継続して1年以上、県外に住所を有していたこと。

(2) 移住先に関する要件 次のア及びイの要件のいずれにも該当すること。

ア 補助金の交付の申請の日において、転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

イ 補助金の交付の申請の日から起算して5年以上、継続して本市に居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからオまでに掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 補助対象者を含む全ての世帯員がいずれも、この要綱による補助金又は高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金の交付を受けていないこと。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ウ 日本人又は外国人（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又

は特別永住者のいずれかの在留資格を有するものに限る。) であること。

エ 補助金の交付の申請の日において納付すべき納期限の到来した本市の市税を完納していること。

オ その他、市長が補助対象者として不相当と認めた者でないこと。

3 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次に掲げる要件（被用者にあつては第1号及び第3号、法人代表者等又は個人事業主等にあつては第2号及び第3号）に該当することをいう。

(1) 転入する直前の1か月以上前に、所属先企業等に雇用され、所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、テレワークにより、所属先企業等の業務を引き続き行うこと。

(2) 転入する直前の1年以上前に、県外に就業地となる法人又は事業所等（以下「法人等」という。）を設立し、法人等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であつて、移住先を生活の本拠とし、テレワークにより、法人等の経営又は業務を引き続き行うこと。

(3) 所属先企業等又は法人等が、国のデジタル田園都市国家構想交付金その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取組の中で当該移住者に所属先企業等又は法人等からの資金提供がなされていないこと。

4 世帯員が2人以上である世帯向けの金額を申請しようとする補助対象者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が転入前の住所において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が補助金の交付の申請の日において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、補助金の交付の申請の日における本市への転入後の期間が3か月以上1年以内であること。

(4) 補助対象者を含む全ての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者を含む世帯員が2人以上である世帯の場合にあつては35万円、単身世帯の場合にあつては25万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高松市テレワーク移住補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、当該年度の3月15日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 顔写真付き身分証明書その他の提示により本人であることを確認することのできる書類
- (2) 転入前における申請者の住民票の除票等の写しその他の転入前における居住地及び居住期間を確認することのできる書類（世帯員が2人以上である世帯向けの金額を申請しようとする場合にあつては、申請者を含む世帯員全員の転入前における居住地及び居住期間を確認することのできる書類）
- (3) 永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの（申請者が日本国籍を有しない者である場合）
- (4) テレワーク就業証明書（様式第2号）
- (5) 勤務状況等に関する申告書（様式第3号）
- (6) 開業届出済証明書等、転入前における就業地を確認することのできる書類（申請者が法人代表者等又は個人事業主等である場合）
- (7) 個人事業等の納税証明書等、転入前における在勤期間を確認することのできる書類（申請者が法人代表者等又は個人事業主等である場合）
- (8) 誓約書兼同意書（様式第4号）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、交付を決定し、併せて補助金の額を確定し、高松市テレワーク移住補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により、その内容及びこれらに付す条件を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査により、補助金を交付することが適当でないことを認めるときは、高松市テレワーク移住補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 前条第1項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」

という。)は、速やかに高松市テレワーク移住補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求するものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付決定者に交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助金受給者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該事由が雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 補助金の交付の申請の日から起算して5年以内に、本市から転出した場合

(2) 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないことが明らかとなった場合

2 市長は、前項又は第6項の規定により、交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高松市テレワーク移住補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助金受給者に通知するものとする。

3 補助金受給者は、市から居住確認のための報告を求められた場合、又は立入調査を行う場合は、協力しなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金の交付の申請の日から起算して5年以内に補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出であってその期間が1年未満である場合は、同号に該当しないものとする。この場合、補助金受給者は当該転出の前に、就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等により他の市区町村へ転出することの証明書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

5 補助金受給者は、補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、毎年度、市長に現況届(様式第10号)を提出しなければならない。

6 第1項に定めるもののほか、市長は、補助金受給者から第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合、又は第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができないときは、当該交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還請求)

第10条 市長は、前条の規定により交付の決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあっても、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定による返還金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないことが明らかになった場合
交付を受けた補助金の額の全額

(2) 補助金の交付の申請の日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合
交付を受けた補助金の額の全額

(3) 補助金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出をした場合
交付を受けた補助金の額の半額

(4) 前条第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合
交付を受けた補助金の額の全額

(変更の申請)

第11条 交付決定者は、第6条第1項の交付の決定の内容に変更が生じたときは、速やかに高松市テレワーク移住補助金変更交付申請書(様式第11号)に、関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、その内容が第9条に規定する交付の決定の取消事由に該当しないと認める場合は、高松市テレワーク移住補助金変更交付決定及び変更額の確定通知書(様式第12号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第12条 市長は、補助事業の実施において、必要があると認めるときは、交付決定者に対して必要な報告を求め、又は交付の決定の内容及び付された条件に適合させるための措置を求めることができる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月15日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

高松市テレワーク移住補助金交付申請書

高松市テレワーク移住補助金交付要綱第 5 条の規定に基づき、高松市テレワーク移住補助金の交付について関係書類を添えて申請します。

申請者	氏名		生年月日	年 月 日
	住所	〒 高松市		
	メールアドレス	@		
世帯区分	<input type="checkbox"/> 単身世帯 <input type="checkbox"/> 2人以上の世帯			
※ 世帯員が2人以上である世帯の場合は、世帯全員（申請者を除く）を記入してください。				
	世帯員の氏名	続柄	生年月日	
1			年 月 日	
2			年 月 日	
3			年 月 日	
4			年 月 日	
5			年 月 日	
転入前の住所	〒			
勤務状況	移住の意思	<input type="checkbox"/> 自己の意思である <input type="checkbox"/> 所属からの命令である		
	勤務先			
	所在地	〒		
	勤務期間			
	勤務先部署へ行く頻度	<input type="checkbox"/> 週・月・年 回程度 <input type="checkbox"/> 行くことはない <input type="checkbox"/> その他 ()		
	勤務先部署からの通勤手当支給の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

● 個人情報の取扱いについて

高松市は、高松市テレワーク移住補助金の実施において得た個人情報について、高松市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業のために利用します。

(裏)

● 添付書類

様式	高松市テレワーク移住補助金交付申請書 (様式第1号)	必須
	テレワーク就業証明書 (様式第2号)	必須
	勤務状況等に関する申告書 (様式第3号)	必須
	誓約書兼同意書 (様式第4号)	必須
証明書等	申請者の本人確認書類 (顔写真付き身分証明書)	必須
	世帯全員の転入前の住民票除票の写し又は戸籍附票の写し (状況によっては、両方が必要な場合があります。)	必須
	転入前の在勤地を確認できる書類 (開業届出済証明書等)	法人代表者等又は個人事業主等の場合
	転入前の在勤期間を確認できる書類 (個人事業等の納税証明書等)	法人代表者等又は個人事業主等の場合
	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの	申請者が日本国籍を有しない場合

（宛先）高松市長

所在地

事業所名

印

代表者名

電話番号

担当者

テレワーク就業証明書

次のとおり相違ないことを証明します。

※下記内容の記載された書類の添付でも可

勤務者	氏名		
	住所	移住前	
		移住後	
勤務先	部署名		
	部署の所在地		
	電話番号		
	勤務期間	(被用者の場合：採用年月、法人代表等の場合：法人設立年月) (現所属部署期間)	
移住の意思	当該勤務者の移住は、所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等を含む。）によるものではない。		
テレワーク勤務	移住後においても雇用を継続し、かつ、テレワークにより移住前の業務を継続する。		
国の交付金	当該勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金による資金提供をしていない。		

高松市テレワーク移住補助金の交付に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、高松市の求めに応じて、高松市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

（宛先）高松市長

住所

氏名

勤務状況等に関する申告書

次のとおり相違ないことを証明します。

年 月分			年 月分			年 月分			年 月分		
日付	勤務 区分	勤務 場所	日付	勤務 区分	勤務 場所	日付	勤務 区分	勤務 場所	日付	勤務 区分	勤務 場所
1			1			1			1		
2			2			2			2		
3			3			3			3		
4			4			4			4		
5			5			5			5		
6			6			6			6		
7			7			7			7		
8			8			8			8		
9			9			9			9		
10			10			10			10		
11			11			11			11		
12			12			12			12		
13			13			13			13		
14			14			14			14		
15			15			15			15		
16			16			16			16		
17			17			17			17		
18			18			18			18		
19			19			19			19		
20			20			20			20		
21			21			21			21		
22			22			22			22		
23			23			23			23		
24			24			24			24		
25			25			25			25		
26			26			26			26		
27			27			27			27		
28			28			28			28		
29			29			29			29		
30			30			30			30		
31			31			31			31		

※勤務区分には、「勤務」、「休日」を、勤務場所には、「香川」、「(出勤した都道府県名)」、「その他」を記入。

誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 補助金の交付の申請の日から起算して5年以上継続して高松市に居住すること。
- (2) 高松市テレワーク移住補助金に関する報告及び立入調査を高松市から求められた場合は、それに応じること。
- (3) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、住所又は就業先に変更があった場合、高松市から転出をした場合その他補助対象者としての要件を満たさなくなった場合は、速やかに市長にその旨を報告すること。
- (4) 前号に該当する場合は、高松市テレワーク移住補助金交付要綱の規定に基づき、補助金の全部又は一部を返還すること。
- (5) 世帯の構成員が、高松市テレワーク移住補助金又は高松市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金を申請し、又は、交付を受けていないこと。
- (6) 世帯の構成員に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。

2 同意事項

- (1) 補助金の適正な執行に必要な範囲内で、申請者及び世帯員の住民基本台帳の情報及び市税の納付状況を高松市が確認すること。
- (2) 被用者にあつては、就業先への調査等による就業状況を高松市が確認し、法人代表者や個人事業主等にあつては、法人等や取引先等への調査等による法人等の経営や業務を継続していることを高松市が確認すること。

高松市テレワーク移住補助金の交付申請に当たり、上記のことについて誓約し、及び同意します。

年 月 日

(宛先) 高松市長

住所

氏名

(裏面に続く)

(裏)

※ 表面の「2 同意事項」に御同意いただける世帯員について、次の欄に住
所及び氏名を記載してください。代筆の場合は、代筆者の住所・氏名を併記
してください。

世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者 (本人自筆の場合不要) 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者 (本人自筆の場合不要) 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者 (本人自筆の場合不要) 住所： 氏名：
世帯員	住所： 氏名： (続柄：)
	代筆者 (本人自筆の場合不要) 住所： 氏名：

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市テレワーク移住補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市テレワーク移住補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市テレワーク移住補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付年度

2 補助金の交付決定額 円

3 交付条件

（1） この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。

（2） 市長は必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。

（3） 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

（4） 要綱第9条第1項又は第6項の規定に該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、次のアからエまでの区分に応じ、それぞれアからエまでに定める補助金の額の返還を求めます。

ア 虚偽の申請であること又は居住、就業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額の全額

イ 補助金の交付の申請の日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額

ウ 補助金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市

区町に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の半額

エ 要綱第9条第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していること
の確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全額

- (5) 市が居住確認のための立ち入り調査等行う場合は、これに応じなければなりません。
- (6) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、毎年度、現況届を市長に提出しなければなりません。
- (7) 要綱第6条第1項の交付決定の内容に変更が生じたときは、速やかに関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。

様式第6号（第6条関係）

高 第 号

年 月 日

様

高松市長

高松市テレワーク移住補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市テレワーク移住補助金の交付
については、高松市テレワーク移住補助金交付要綱第3条に規定する補助対象者の要件を満
たしていると認められないので、同要綱第6条第2項の規定により通知します。

理由

様式第7号（第7条関係）

年 月 日

(宛先) 高松市長

住 所

氏 名

電話番号

高松市テレワーク移住補助金交付請求書

年 月 日付け高 第 号により通知のあった高松市テレワーク移住補助金について、高松市テレワーク移住補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

2 振込先

金融機関	銀行・金庫 農協・漁協	本店・支店 支所・出張所 店番 ()							
口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号							
口座名義人	フリガナ								

様式第8号（第9条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市テレワーク移住補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高 第 号で交付の決定の通知をした高松市テレワーク移住補助金の交付について、次のとおり交付の決定の取消しを決定したので、高松市テレワーク移住補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由

様式第10号（第9条関係）

（表）

年 月 日

（宛先）高松市長

現 況 届

補助金受給者	氏 名		生年月日	年 月 日
	住 所	高松市 Tel		
	メールアドレス			

◆勤務先

事業所名	
勤務先所在地	
就業年月日	
雇用形態	
勤務形態	例) テレワーク勤務

様式第 1 1 号 (第 1 1 条関係)

年 月 日

(宛先) 高松市長

住所

氏名

高松市テレワーク移住補助金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号で通知のあった高松市テレワーク移住補助金の交付決定の内容について、次のとおり変更したいので、高松市テレワーク移住補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 添付書類

(変更の内容を証する書類)

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市テレワーク移住補助金変更交付決定及び変更額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市テレワーク移住補助金変更交付の申請について、次のとおり変更の承認を決定したので、高松市テレワーク移住補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第11条第2項の規定により通知します。

1 交付年度

2 変更後の補助金交付決定額 円

3 交付条件

- (1) この補助金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- (2) 市長は必要と認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をします。
- (3) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- (4) 要綱第9条第1項又は第6項の規定に該当する場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、次のアからエまでの区分に応じ、それぞれアからエまでに定める補助金の額の返還を求めます。
 - ア 虚偽の申請であること又は居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - イ 補助金の交付の申請の日から起算して3年未満の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の全額
 - ウ 補助金の交付の申請の日から起算して3年以上5年以内の間に本市以外の市区町村に転出をした場合 交付を受けた補助金の額の半額

エ 要綱第9条第4項及び第5項に規定する書類の提出がない場合又は同条第3項に規定する調査等を拒否した場合等で補助金受給者が市内に居住していることの確認ができない場合 交付を受けた補助金の額の全額

- (5) 市が居住確認のための立ち入り調査等行う場合は、これに応じなければなりません。
- (6) 補助金の交付の申請の日から起算して5年間は、毎年度、現況届を市長に提出しなければなりません。
- (7) 要綱第6条第1項の交付決定の内容に変更が生じたときは、すみやかに関係書類を添えて市長に提出しなければなりません。